

大島商船高等専門学校地域連携交流会会則

(名称及び事務局等)

第1条 本会は、大島商船高等専門学校地域連携交流会と称し、事務局を置く。事務局の設置場所は会長が指定する。

2 大島商船高等専門学校（以下、大島商船高専）に円滑な連絡事務を行うため、連絡所を置く。

(目的)

第2条 本会は、大島商船高専と海事産業界及び地域産業界等（地元企業・地場産業等）との各種交流を通じて、海事産業・地域産業等の発展に寄与するとともに、大島商船高専の教育研究の振興を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 大島商船高専と海事産業界及び地域産業界との交流に関すること。
- (2) 技術者のリフレッシュ教育等企業の育成支援事業に関すること。
- (3) 大島商船高専の教育研究の振興に関すること。
- (4) その他、本会の目的を達成するため適当と認められる事業。

(構成)

第4条 本会は、次の各号に掲げる会員で構成する。

- (1) 法人会員 本会の趣旨に賛同した企業及び団体等
- (2) 個人会員 本会の趣旨に賛同した個人
- (3) 特別会員 本会の趣旨に賛同した学識経験者、行政機関等

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 若干名

(役員の仕事)

第6条 会長は、この会を代表し業務を統括する。また、総会において議長を務める。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時はその職務を代行する。
- 3 理事は、必要に応じて業務を分担する。
- 4 監事は、業務の監査にあたる。監事は他の役員を兼ねることができない。

(役員の出選及び任期)

第7条 役員は、総会において、会員の中から選出する。

- 2 役員の仕事は、2年とする。但し、再任を妨げない。
- 3 補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第8条 本会に若干名の顧問を置き、役員会の推薦を経て会長が委嘱する。

- 2 顧問は、必要に応じて、会の組織・運営状況について報告を受けるとともに、会長の諮問に応じる。
- 3 顧問は、総会及び役員会に出席して意見を述べることができる。

(会議)

第9条 会議は、総会、役員会及び専門部会とする。

(役員会)

第10条 役員会は、必要に応じて会長が召集する。

2 役員会において審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 本会の事業の企画運営及び総会に提出する議案
- (2) その他、業務遂行上必要と認められる事項

(総会)

第11条 総会は、当該年度中に少なくとも1回開催するものとし、会長が召集する。

2 総会において審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画並びに予算決算
- (2) 役員を選出
- (3) 会則の改正
- (4) その他、本会運営上の重要事項

(総会の定足数)

第12条 総会は、会員の2分の1以上出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面（メールを含む）をもって、あらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。

(専門部会)

第13条 専門部会に部会長を置く。

2 専門部会は、第3条第1号及び第2号に掲げる事項に関する諸事業を行う。

(経費等)

第14条 本会の経費は、会費、寄附金その他の収入をもって充てる。

2 年会費は、次のとおりとする。

- (1) 法人会員 1口1万円（1口以上）
- (2) 個人会員 1口2千円（1口以上）
- (3) 特別会員 無料

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 本会則は、平成21年10月6日から施行する。
- 2 本会設立当初の役員任期は、第7条第2項の規定にかかわらず、平成23年度の役員が選出される日の前日までとする。
- 3 本会の初年度の会計年度は、第14条の規定にかかわらず、本会設立の日に始まり平成22年3月31日に終わるものとする。

附 則

本会則は、平成22年6月16日から施行する。